

経営者のための生命保険講座 第 50 回

今日のテーマ

医療保障について (2)



今回も、前回に引き続き医療保障分野について考えてみましょう。
人気の入院特約や医療保険について、契約形態のメリットとデメリットはいかに？

* 医療保障の有利な契約形態は？

ポイント1 支払う保険料の取り扱い

法人の役員でいらっしゃる場合、医療保障加入方法には次の2通りがあります。
あなたは、どちらのパターンで加入されていますか？

医療保険単体であるか入院特約であるかを問わず、

1・ 法人契約として加入している	概ね保険料負担額は全額損金算入できます。
2・ 個人で契約している	生命保険料の所得控除対象になります。

支払う保険料の取り扱いがどうなるかは、大きな問題です。

法人契約で保険料負担をされる場合、損金算入できるのは大きなメリットといえます。
個人契約の場合ですと、生命保険料所得控除の対象となります。 この所得控除は
1契約者で年間支払保険料を合計されますので、他の契約があれば効果は薄くなります。

ポイント2 受け取った給付金の取り扱い

では保険料面ではなく、実際に入院給付金を受け取った場合を考えてみましょう。

1・ 法人契約	受け取った給付金は、雑収入として益金計上します。 受取金額から、妥当な範囲の見舞金を対象者に支払えます。(損金算入) 受け取った個人は、妥当な範囲の見舞金であれば非課税です。
2・ 個人契約	本人(ないしは親族)が受け取った給付金は、全額非課税となります。

法人契約の場合の注意点は、見舞金に関する規定を整備しておかれることです。
この規定がないと、見舞金支払の根拠が脆弱なものとなりかねません。
また、法人にとっては役員・従業員の休業に伴う損失補填の意味合いもあります。
個人の場合は、受け取った給付金の非課税優遇措置があります。
いずれの場合でも、各々の環境・ニーズに合わせる事が最も大切です。

今回も引き続き医療保障分野を取り上げてみました。
実際にご自身のケースに置き換えて考えてみるとよいでしょう。
生命保険の有利不利や損得勘定をすることは、なかなか難しいものです。
具体的なご相談に応じますので、お気軽にお声をかけてください。

担当 渋木 洋子

